

鑑識代行員指定及び運用要領の制定について

発出年月日：平成14年02月01日

文書番号：沖例規鑑2

公表範囲：全文

悪質・巧妙化する事件・事故に適正かつ的確に対応するためには、徹底した現場鑑識活動が必要不可欠であるが、警察署の鑑識専務員が不在の場合や事件・事故等の多発した場合等必ずしも十分な体制が確立されていない現状であることから、警察署における現場鑑識活動体制の強化を図るため、別添のとおり「鑑識代行員指定及び運用要領」を制定し、平成14年2月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

鑑識代行員指定及び運用要領

1 目的

この要領は、警察署の鑑識専務員以外の職員を鑑識代行員（以下「代行員」という。）として指定し、もって、警察署における現場鑑識活動体制の充実強化を図るとともに、代行員の現場鑑識技術の向上及び代行員の効果的な運用に資することを目的とする。

2 任務

代行員は、鑑識専務員が不在の場合、事件・事故多発の場合その他警察署長（以下「署長」という。）が必要と認めた場合において、鑑識専務員に代わり現場保存、現場観察、現場資料の採取及び採取した現場資料の立証保全その他の現場鑑識活動等を行うものとする。

3 代行員の基準人数及び配置人数

警察署における代行員の基準人数は、別表のとおりとし、配置する人数は、事件・事故の発生状況、鑑識専務員の配置状況等を勘案の上、署長が定めるものとする。

4 指定

署長は、沖縄県警察の鑑識技能検定に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第70号）に規定する初級技能検定又は総合上級技能検定合格者で、警部補以下の階級にある者の中から、次に掲げるいずれかに該当する者を代行員に指定するものとする。

- (1) 鑑識専務員として勤務経験を有する者
- (2) 鑑識実務訓練（鑑識実務訓練要領の制定について（昭和53年付け沖例規鑑第1号）に基づき実施する訓練をいう。）修了者、鑑識関係専科修了者その他鑑識関係講習受講者
- (3) その他署長が代行員として適格と認める者

5 指定及び解除手続き

- (1) 署長は、代行員を指定したときは、その都度、鑑識代行員指定（解除）簿（別記様式）により刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）を経由の上、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- (2) 署長は、代行員が次のいずれかに該当する場合は、代行員の指定を解除するものとし、鑑識代行員指定（解除）簿により鑑識課長を経由の上、本部長に報告するものとする。
 - ア 所属が配置換えとなったとき。
 - イ 病気、入校等により、当該所属において3か月以上勤務できないとき。

ウ その他代行員として不適格であると認めたとき。

6 代行員の運用

代行員の運用は、署長が行うものとし、現場における指揮については、事件主管課の課長又は係長が行うものとする。

7 教養

署長及び鑑識課長は、必要に応じて代行員に対して前記2の任務に必要な専科教養、実務教養等を行わなければならない。

別表及び様式は省略